建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定による処分をしたので、次のとおり公告します。

平成二十五年七月十二日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　処分をした年月日

平成二十五年七月十日

二　処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

森川工務店

桜井市大字東新堂一八〇番地の一

代表者　森川勇次

奈良県知事許可（般ー二二）第一五八六六号

三　処分の内容

建設業法第二十九条第一項第二号の規定による許可の取消し

四　処分の原因となった事実

森川工務店の代表者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）違反により、奈良地方裁判所から懲役刑（執行猶予付き）の判決を受け、刑が確定した。

このことが、建設業法第二十九条第一項第二号に該当すると認められる。